

## 博士学位論文 要旨

山口 敬子

本研究では、里親支援の実践状況について調査研究を行い、里親支援の必要性の認知および提供可能な支援内容、また、その実現化への課題等を明らかにしていくことを目的とし、①わが国の社会的養護の現状、②里親委託の現状と課題、③里親が養護を行う上での課題、④里親への包括的な支援システム（＝里親委託支援システム）の必要性、⑤里親支援機関事業の動向、⑥里親支援体制の充実に向けた課題、の6点について検証を行った。

第1章において、里親委託に関する先行研究をレビューし、欧米および日本の動向を概観した。第2章では社会的養護のわが国における動向と、国際動向を概観したうえで、社会的養護における里親委託の意義について考察を行った。その結果、わが国のこれまでの社会的養護施策が、国際動向に沿っていないこと、そして、要養護児童の安定した発達を保障するために、施設養護よりも里親委託が優先されているのが国際動向であることが確認された。

第3章では、第2章で指摘した国際動向との逆行や子どもの発達保障という点から、優先性が認められつつある里親委託に関する施策動向の変遷を概観した。里親委託は古今東西存在するが、わが国では法律に制定されたのは1948年の児童福祉法においてであり、これ以降、大きな改正は行われなかった。2002年の児童福祉法改正においてはじめて、「里親支援事業」として里親支援について規定がなされたことや、2008年の児童福祉法改正により新たに「里親支援機関事業」が創設されたことについて言及した。

このように、第1～3章では、わが国の社会的養護施策において、里親委託の優先性が認められつつあるなかで、ようやく里親に対する支援の必要性とその充実が認識され始めようとしている状況を確認することができた。

こうした現状をうけ、第4章では、里親支援の状況を整理し、里親が委託児童の養護において抱える課題やニーズについて検討し、里親支援の課題を明らかにしようと試みた。その結果、里親のニーズに応じた支援が提供されていないことが判明した。さらに、里親は、委託児童への養護を行ううえで生じる様々な悩みや不安を打ち明けたり、養護に関する相談ができるような支援を求めているが、措置決定権を持つ児童相談所に相談することに躊躇しがちであるということが明らかになった。

さらに、現行の里親支援には、里親家庭に一貫して関わることができる支援システムが

存在しないという課題も判明した。里親は、情報も限られるなか、これまで生活を共有していない委託児童との関係において、委託児童の環境の変化や成長に直面する。委託児童は里親家庭で暮らすうちに態度を変えたり、集団生活の中では見せなかった言動をとることがある。さらに、里親は、委託児童をめぐる困難な課題（被虐待児等の不調、思春期の荒れ等）に関して、発達段階に応じた丁寧で継続的な支援を期待していることがわかった。

以上の諸課題を解決する必要性から、第 4 章において、里親のリクルートから委託終了まで継続的に関わることのできる「里親委託支援システム」を構築することが里親支援においては重要かつ不可欠であると指摘した。

そこで、第 5 章では、里親家庭への訪問支援事業について、A 県における実際の事例の考察を通じて、訪問支援における課題は何か検証を試みた。この実践事例から、A 県における訪問支援はわが国でこれまで実施されてきた里親養育援助事業とは大きく異なるということが明らかとなった。旧来の里親養育援助事業は家事や育児など生活支援が中心であるが、訪問支援は、里親・委託児童が抱える困難について担当訪問員が相談を受け、その解決方法や支援方法をともに考えていくことを通じて、里親の養護にかかる負担を軽減し、里親と委託児童の関係を調整する役割を主に担っていることが判明した。また、訪問支援の特徴として、①定期的な訪問を安定して実施できること、②里親家庭との長期的なかわりが可能であること、③里親家庭を訪問し、面談を行うことで、その里親家庭の生活におけるニーズや生活課題を把握できること、④定期的に訪問することで、里親・委託児童の関係性の悪化など、里親家庭の変化に対応しやすくなり、里親のバーンアウトやマルチリポートメントの早期発見・防止につながることで、の 4 点について確認できた。

事例検討については里親家庭の許諾および立教大学コミュニティ福祉学部・研究倫理委員会の承認に基づき実施している。なお、個人情報保護のため、第 5 章および第 5 章に関する資料は非公開とする。

第 6 章では、筆者らが行ったわが国の里親支援において新たな取り組みとして実施されている里親支援機関事業の調査とその結果から、第 4 章において提示した里親委託支援システムのような包括的な支援を民間の里親支援機関で実施することが可能なかどうか、また、第 5 章で述べたような里親家庭への訪問支援の可能性について考察し、里親委託支援システム構築のための課題の明確化を試みた。

その結果、わが国において、要養護児童の養護における里親委託の優先性が認知され、施策レベルで里親委託が推進されようとしているものの、里親への支援については人的資源および財源が不十分であるため、訪問支援等の必要な支援が提供されないまま養護を行

うという旧態依然とした状態が今後も継続する可能性が高いことが明らかになった。

第 7 章では、こうした現状認識の上で、今後、里親委託支援システムを構築する上での課題についてより具体的な考察を行った。里親支援については、担当者の人材養成の問題や、支援を行う専任ソーシャルワーカーの確保の問題、チームアプローチの必要性等が判明した。併せて、こうした支援を実施する上での施策面の課題として、里親支援に関する法規定の明確化と、事業資金の確保という主に 2 つの課題が明らかとなった。

この調査研究によって、わが国の里親支援の実践状況が明らかとなった。里親が養護を行う上で、里親家庭を孤立させないことが重要ではあるものの、児童相談所による実効性希薄な支援が中心に進められていく限り、里親家庭への実質「丸投げ」状況は今後も継続していこう。児童相談所や児童養護施設・乳児院等の児童福祉施設に里親対応の専門担当（里親支援専門相談員）を配置したとしても、実際に里親家庭を訪問し、具体的生活場面で里親や委託児童のニーズをとらえようとしない限り、必要な支援を行うことは難しいであろう。

里親支援において、家庭訪問を基盤としたソーシャルワーク支援を実現することは、里親委託支援システムを構築するうえで最も基本的かつ最重要な課題である。国や自治体は児童相談所の専門職遂行の現実をとらえ、そうした現実が早急に解決できないとの認識にたつなら、児童相談所の種々のソーシャルワーク機能を、それらを遂行できる民間児童福祉機関へ実務代行委嘱あるいはアウトソーシングすべきであろう。この点では、欧米・東アジア諸国の主要児童福祉団体が児童ソーシャルワーク機関として発展してきた沿革から学ぶことができよう。

本研究では、里親支援の現状を把握し、そこから見出された課題について検証を行うことを通じて、里親委託支援システム構築に向けた課題を明らかにしたという点では、一定の成果を得ることができたといえる。しかしながら、本研究では及ばなかった幾つかの新たな研究課題も確認された。筆者の今後の研究課題として、①里親家庭の実子のニーズの把握と支援方法、②里親委託支援システムにおける支援内容および範囲の検証、③里親支援における支援チームの構成要素、の 3 点が里親委託支援に不可欠な実務インフラとして浮かび上がってきた。

これらの課題一つひとつについて、欧米や韓国を含む東アジア諸国でどのように構想・実施・展開されているのか今後さらに研究を続けていきたい。